

# 第 1 章

## 高齢者虐待防止法の概要

# 1 法律の構成、解説

高齢者虐待防止法は、平成 17 年 11 月に成立し、平成 18 年 4 月 1 日に施行されました。正式名称は「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」で、高齢者虐待の防止、被虐待者の保護だけでなく、虐待をしている養護者への支援も法律に位置付けられています。また、対象となる虐待について「養護者」、「養介護施設従事者」、による高齢者虐待の 2 類型に分類しています。法律全文は p. 134 以降に掲載しています。

## (1) 第 1 章 総則（第 1 条～第 5 条）

第 1 章では、本法律の目的や言葉の定義、その他基本的事項が定められています。

### 第 1 条（目的）

本法律の目的として、「国等の責務」や、「虐待を受けた高齢者に対する保護」、「養護者による高齢者虐待の防止に資する支援」のための「措置」を定め、高齢者の権利擁護を図ることが定められています。

### 第 2 条（定義）

本法律の用語の定義をしています。ここでは、高齢者とは、「65 歳以上」の人を指し、虐待者については、①高齢者を現に介護・世話している家族、親族、同居人等の「養護者」（同条第 1 項）と、②老人福祉法及び介護保険法で規定されている施設・事業所の業務に従事する人である「養介護施設従事者等」（同条第 5 項）に分類されています。

また、虐待の類型として、①身体的虐待、②介護・世話の放棄・放任、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待に分類しています（同条第 4 項）。

なお「養護者」については、「高齢者を現に保護する者であって養介護施設従事者等以外のもの」とされていることから、養護するとは同居が条件ではなく、実際に世話（現に保護）をしていることと考えられており、近所に住んで当該高齢者の日常的な世話をしているような親族は、養護者となります。

### 「高齢者虐待」の捉え方と対応が必要な範囲について

#### ※65 歳以上の障害者が養護者から虐待を受けた場合の対応

65 歳以上の障害者が養護者から虐待を受けた場合、高齢者虐待防止法での対応のほか、被虐待者が障害者である場合は「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」といいます。）」での対応も可能になっています。これらの法適用関係については、どちらの虐待防止法も適用できることが厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域移行・障害児支援室発行の「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」において示されているため、本市では両法の適用関係を次のとおり整理しています。

【初期相談対応について】

一次的な相談受付窓口としては、高齢者虐待防止法も障害者虐待防止法も、市民が相談しやすい係で相談内容を受け止めていく考え方から、それぞれの相談窓口で受けた係で初期段階での聞き取り対応を行い、虐待の受理を行います。ただし、互いの法律の区分けが明確な方からの相談については、それぞれの係へ御案内することとします。

【初動期対応（コアメンバー会議）について】

その後のサービス利用が、基本的には、介護保険制度が優先適用となることと、直近の当該虐待を受けている方の状況を把握している係が主導となって支援していくことが望ましい観点から65歳以上の方からの相談は高齢者支援係において対応することを基本として次のパターン分けにより、対応していきます。

	初期 相談先	ケースとの関わり		コアメンバー等その後の対応主催課
		高齢	障害	
パターン1	高齢	なし	なし	高齢者支援係
パターン2			継続的支援	障害者支援係 (高齢者支援係も介護保険サービス利用が見込まれるため対応チームの一員として参加し、その後サービス利用状況によって主催係を課長の判断により変更する。)
パターン3		あり	なし	高齢者支援係 (障害者支援係も障害者サービスが利用できる見込みがある場合は対応チームの一員として参加する。)
パターン4			継続的支援	高齢者支援係
パターン5	障害	なし	なし	高齢者支援係 (障害者支援係で受けた相談内容を引き継ぎ、高齢者支援係で受理する)
パターン6			継続的支援	障害者支援係 (高齢者支援係も介護保険サービス利用が見込まれるため対応チームの一員として参加し、その後サービス利用状況によって主催係を課長の判断により変更する。)
パターン7		あり	継続的支援	高齢者支援係 (障害者支援係で受けた相談内容を引き継ぎ、高齢者支援係で受理するが、障害者支援係も障害者サービスが利用できる見込みがある場合は対応チームの一員として参加する。)
パターン8			なし	高齢者支援係 (障害者支援係で受けた相談内容を引き継ぎ、

				高齢者支援係で受理する)
--	--	--	--	--------------

注1：ケースとの関わり部分での「高齢者支援係」には、高齢者支援係のほか、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所など高齢者支援制度関係機関での関わりも含む。

注2：ケースとの関わり部分での「障害者支援係」には、障害者支援係のほか、障害者相談支援センターなど障害者支援制度関係機関での関わりも含む。

注3：障害者支援係での「継続的支援」とは、ただ単に障害者手帳を所持しているだけの場合は、その後の状況を把握できていない場合が多くあるため、手帳所持のみでは継続的支援にはあたらない。ただし、手帳を所持していることにより障害福祉サービスを利用できる可能性があるため、対応チームには必要に応じて参加する。

注4：高齢者虐待の事例においても、精神疾患等により障害者支援担当部署の関わりが必要なケースについては対応チームの一員として支援にあたる。

#### ※高齢者関係施設に入所する65歳未満の障害者が虐待を受けた場合の対応

被虐待者が高齢者関係施設（養介護施設）に入所している場合、高齢者虐待防止法が適用されることから、健康福祉局高齢者事業推進課が対応します。

#### ※40歳以上65歳未満の特定疾病の方（第2号被保険者）が養護者からの虐待を受けた場合の対応

障害者基本法第2条第1号において、障害者は、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と定義されており、特定疾病が原因で介護や支援が必要な状態にある第2号被保険者は障害者とみなすことができることから、原則として障害者支援係が障害者虐待防止法に基づいて対応します。

#### ※医療機関における高齢者への虐待

医療機関における高齢者への虐待については、高齢者虐待防止法の対象外となっています。仮に医療機関において医療従事者等による高齢者虐待があった場合には、高齢者虐待防止法ではなく、医療法の規定に基づき、医療機関の開設者、管理者が適正な管理を行っているか等について都道府県等が検査をし、不適正な場合には指導等を通じて改善を図ることになります。

#### ※65歳未満の者への虐待について

高齢者虐待防止法の定義では「高齢者」を65歳以上と定義していますが、65歳未満の者へ虐待が生じている場合も支援が必要です。介護保険法による地域支援事業のひとつとして、市町村には被保険者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業その他の被保険者の権利擁護のため必要な援助を行う事業（介護保険法115条の45第2項第2号）が義務づけられており、介護保険法の「被保険者」は65歳以上の者に限られていません。

#### ※未届けの施設等による高齢者虐待

日本社会福祉士会マニュアル（平成23年3月）においては、老人福祉法や介護保険法に規定されない施設、いわゆる、未届けの施設等の中における虐待については、「養護者による高齢者

虐待」として取り扱うこととされています。ただし、それが、有料老人ホームの要件に該当するような場合においては、老人福祉法に基づく、施設指導として立入検査や改善命令の対象となります。

### **第3条（国及び地方公共団体の責務等）**

国や地方公共団体に対して、虐待が発生したときの適切な保護と支援、虐待に対応するための体制整備、高齢者虐待に関する広報及び啓発活動を行うことなどを義務づけています。

### **第4条（国民の責務）、第5条（高齢者虐待の発見等）**

それぞれ、国民や、福祉関係者、医療関係者、法律関係者などが高齢者虐待の防止・早期発見に協力する責務が定められています。



#### **ポイント**

- 「高齢者の養護者に対する支援等」も対象とした法律であること
- 用語の定義の把握（養護者の定義をしっかりと）
- 高齢者を65歳以上と定義  
※ただし、65歳未満も必要に応じて支援する。
- 市町村は相談・通報等の窓口を徹底し、早期発見の体制を構築する。
- 国民、その他関係者は虐待早期発見のために、協力する責務がある。

## **(2) 第2章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援 (第6条～第19条)**

第2章では、養護者による在宅高齢者への虐待の防止と、養護者の支援についての市町村や地域包括支援センターなど協力機関の役割について規定されています。特に立入調査や面会制限などの措置は、本法律の特徴的な行政の権限です。また、在宅高齢者の虐待防止、虐待高齢者の支援、養護者の支援を行っていくうえで、関係機関の役割について記述しており、本法律の核になる部分でもあります。

### **第6条（相談、指導及び助言）**

市町村が高齢者や養護者に対して、不安や負担を改善するための相談・指導・助言を行うことが規定されています。

### **第7条、第8条（養護者による高齢者虐待に係る通報等）**

虐待を受けたと思われる高齢者で「生命または身体に重大な危険が生じている」ケースについて、市町村に通報しなければならず（義務）、虐待を受けたと思われる高齢者（疑いの段階でも）を発見した場合においても、市町村に通報するよう努めなければならない（努力義

務)とされています。このときの通報や届出は刑法の秘密漏示罪などによっては妨げられないと解されています (p. 25 を参照)。

### **第 9 条 (通報を受けた場合の措置)、第 10 条 (居室の確保)**

市町村が虐待の相談・通報等を受けたときには、事実確認や高齢者虐待対応協力者と協議すること、また、老人福祉法に規定する措置権限の適切な行使をすること、そして、虐待を受けた者を保護するための居室を確保するための措置を講ずることなど、市町村の役割が定められています。(p. 49 を参照)

### **第 11 条 (立入調査)、第 12 条 (警察署長に対する援助要請等)**

では、本法律で市町村長の権限として定められている「立入調査」と、その際の警察への協力要請などについて定められています。(p. 38 を参照)

### **第 13 条 (面会制限)**

老人福祉法上のやむを得ない事由による措置などで、虐待を受けた高齢者を特別養護老人ホームへ措置入所させた際などの、養護者との面会制限について規定されています。

### **第 14 条 (養護者の支援)**

市町村は第 6 条に規定する相談・指導・助言のほか、養護者の負担を軽減するために必要な措置を講じることや、一時的に高齢者が擁護を受けられる居室を確保するための措置を講ずることが規定されています。

### **第 15 条 (専門的に従事する職員の確保)、第 16 条 (連携協力体制)**

市町村が虐待対応のための専門的な職員の確保をしなければならないことや、虐待の防止、虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するために、さまざまな関係機関との連携協力体制を整備することが義務づけられています。ここでは、介護保険法において「権利擁護のための必要な援護を行う事業」をすることとされている、地域包括支援センターの役割が特に重要なものと考えられています。

### **第 17 条 (事務の委託)**

市町村が本法律にかかる事務を別の機関に委託できる旨が規定されています。また、本条に規定する委託事務を実施する機関も、当然守秘義務が課されています。

#### **ポイント**

- 市町村の役割が明確化されている。
- 市町村にしかできない事務と、委託できる事務がある。
- 地域包括支援センターは虐待対応で重要な位置付けにある。

### **(3) 第3章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等 (第20～第25条)**

第3章では、養介護施設従事者等による虐待について、施設設置者又は事業主が防止措置を講ずることや、発見した際の通報義務、通報職員の秘密保持、通報を受けた際の市町村の措置などが規定されています。

#### **第20条（養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置）**

虐待防止の措置として、養介護施設従事者等の職員に対しての研修の実施や苦情処理体制を整備することが規定されています。

#### **第21条（養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等）**

養介護施設従事者等の職員による虐待を発見した際の通報義務が定められています。養護者による虐待と同じように、「生命または身体に重大な危険が生じて」いる場合は通報しなければならない（義務）、また、虐待を受けたと思われる高齢者を発見したときには、通報に努めなければならない（努力義務）とされています。刑法の秘密漏示によっても、同様に妨げられないとされています（ただし、虚偽、過失は除外）。そして、これら通報をした職員への解雇その他不利益な取扱いを禁止しています。

#### **第22条**

市町村が虐待の通報、届出を受けた際に、その養介護施設等の所在地、発生状況対応などについて、都道府県に報告をすることが定められています。

#### **第23条**

市町村や都道府県が、通報者、届出をしたものを特定できるような情報を他へ漏らしてはいけないという、秘密保持の義務が規定されています。

#### **第24条**

市町村や都道府県が通報、届出、報告を受けた際は、老人福祉法や介護保険法による権限を適切に行使する旨、規定されています。

### **(4) 第4章 雑則（第26条～第28条）**

第4章では、国が高齢者虐待防止や、被虐待高齢者の保護及び養護者の支援などについての調査研究を行うことや、市町村が、高齢者の財産上の被害防止のための関係機関との協力、市町村長申立による審判の請求、そして、成年後見制度の利用促進など、高齢者の権利擁護のために適切な措置をとることなどが規定されています。

第27条は、第三者による不当取引などによる消費者被害の防止のための条項で、「養護者又は高齢者の親族」や「養介護施設従事者等」によるものでなくても、支援の対象になると

されています。

## (5) 第5章 罰則（第29条～第30条）

第5章では、事務の委託を受けたもの（第17条）が守秘義務違反を犯したとき及び第11条第1項の規定による立入調査に対して、正当な理由なく拒否等した場合の罰則について定めてあります。

## (6) 附則（第1項～第3項）

附則では、本法律の施行日が平成18年4月1日とされています。第3項では、3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討及び必要な措置を講ずる旨がうたわれています。



## 2 虐待類型

厚生労働省が作成した「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」から高齢者虐待防止法の規定する虐待の具体例を引用しました。

### (1) 身体的虐待（第2条第4項第1号イ）

【定義】身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

【内容】暴力的行為などで、身体にあざ、痛みを与える行為や、外部との接触を意図的に、継続的に遮断する行為

【具体例】

- ①たたく、つねる、殴る、蹴る、やけどを負わせるなど
- ②ベッドに縛り付ける、意図的に薬を過剰に与える、身体拘束・抑制をする等



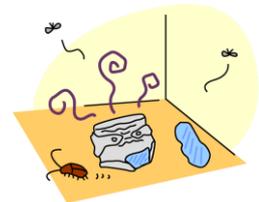
### (2) 介護・世話の放棄、放任（ネグレクト）（第2条第4項第1号ロ）

【定義】高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイ、ハ又はニに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

【内容】意図的であるかを問わず、介護や生活の世話をを行っている養護者が、その提供を放棄または放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神状態を悪化させていること。

【具体例】

- ①入浴しておらず異臭がする、髪が伸びっぱなし、皮膚が汚れている。
- ②水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間に渡っていたり、脱水症状や栄養失調状態にある。
- ③室内にゴミを放置するなど、劣悪な住環境の中で生活させる。
- ④高齢者本人が必要とする介護・医療サービスを、相応の理由なく制限したり、使わせない。
- ⑤同居人による「虐待と同様な行為」を放置する 等



### (3) 心理的虐待（第2条第4項第1号ハ）

【定義】高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

【内容】脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせなどによって、精神的、情緒的な苦痛を与えること

### 【具体例】

- ①排泄の失敗を嘲笑したり、それを人前で話すなどにより  
高齢者に恥をかかせる
- ②怒鳴る、ののしる、悪口を言う
- ③侮辱を込めて、子どものように扱う
- ④高齢者が話しかけているのを意図的に無視する 等



## (4) 性的虐待（第2条第4項第1号ニ）

【定義】 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること

【内容】 本人との間で合意形成がされない、あらゆる形態の性的な  
行為またはその強要。

### 【具体例】

- ①排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する
- ②キス、性器への接触、セックスを強要する 等



## (5) 経済的虐待（第2条第4項第2号）

【定義】 養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること

【内容】 本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由無く制限すること

### 【具体例】

- ①日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない
- ②本人の自宅等を本人に無断で売却する
- ③年金や貯金を本人の意思・利益に反して使用する 等



【留意点】 経済的虐待は、他の虐待とは別の号立てになっていることから、**第2条第4項第1号ロに規定する「養護者による虐待の放置」は適用されず、「養護者又は高齢者の親族」による場合に限定していると解されます。**「養護者又は高齢者の親族」や「養介護施設従事者等」以外による同様の虐待は、第27条や民法、刑法などの一般用の適用により対応します。

## (6) セルフネグレクト（法律上位置付けなし）

【内容】 高齢者が自らの意思で、または認知症やうつ状態などのために生活に関する能力や意欲が低下し、自らの意思で他者に対して援助を求めず放置しているなど、客観的にみて本人の人権が侵害されている事例をセルフネグレクト（自己放任）といいます。

**【具体例】**

- ①入浴しておらず異臭がする、髪が伸びっぱなし、皮膚が汚れている
- ②脱水症状や栄養失調状態にある
- ③室内にゴミを放置するなど、劣悪な住環境の中で生活している 等

**【留意点】**セルフネグレクトは、高齢者虐待防止法における虐待行為に位置付けられていません。しかし、厚生労働省が平成18年に発行した『市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について』において、「市町村は、高齢者虐待防止法に規定する高齢者虐待かどうか判別しがたい事例であっても、高齢者の権利が侵害されていたり、生命や健康、生活が損なわれるような事態が予測されるなど支援が必要な場合には、高齢者虐待防止法の取扱いに準じて、必要な援助を行っていく必要があります」とされていることから、支援が必要かどうかを総合的に判断し、虐待に準じた対応をすることが求められます。

また、平成27年7月には、厚生労働省通知（平成27年7月10日付け老推発0710第2号「市町村や地域包括支援センターにおける高齢者の「セルフ・ネグレクト」及び消費者被害への対応について」）により、市町村が、セルフネグレクト状態にある高齢者に対応できる関係部署・機関との連携構築に努めるよう示され、地域包括支援センターがその支援を行っています。



## ポイント

虐待であるかどうかの判断にあたっては、虐待の分類と定義を適切に把握したうえで、以下のようなポイントに留意します。このとき、虐待かどうかの判断が難しい場合もありますが、虐待でないことが確認できるまでは虐待事案として対応することが必要です。また、虐待は定義に忠実になるのではなく、虐待を受けている高齢者の権利擁護の観点から見るのが大切です。

### ●虐待をしているという「自覚」は問わない

虐待事案においては、虐待をしているという自覚のある場合だけでなく、自分がやっていることが虐待に当たると気付いていない場合もあります。虐待している側に自覚がなくても、高齢者は苦痛を感じたり、生活上困難な状況に置かれていたりすることがあります。虐待をしているという自覚がない場合には、その行為が虐待に当たるということを適切な方法で気付かせ、虐待の解消に向けて取り組む必要があります。

### ●高齢者本人の「自覚」は問わない

認知症などの理由により、自分のされていることが虐待だと認識できない場合があります。また、長期間にわたって虐待を受けた場合などでは、高齢者が無力感から諦めてしまっていることがあります。このように高齢者本人から訴えないケースでは、周囲がより積極的に介入しないと、虐待が長期化したり、深刻化したりする危険があります。

### ●家族の意向が高齢者本人のニーズと異なる場合がある

施設等で発生した虐待の場合、高齢者の家族への事実確認で「これくらいのことは仕方がない」と虐待する側を擁護したり虐待の事実を否定したりすることがあります。これは、高齢者を預かってもらっているという家族の気持ちや、他に行き場がないという状況がそういう態度を取らせているとも考えられます。家族からの訴えない場合であっても、虐待の客観的事実を確認して、高齢者本人の支援を中心に考える必要があります。

### 3 市町村・地域包括支援センターの役割

高齢者虐待防止法では、市町村に、被虐待者や養護者（虐待者）に対する相談、助言などから、他機関との連携体制整備、そして措置に至るまで、幅広い役割が期待されています（法第2章）。

また、地域包括支援センターに関しては、介護保険法の地域支援事業の中で「権利擁護のための必要な援護を行う事業」を実施すると定められており、また、本法律第16条や第17条においても、市町村と連携協力体制を構築し、市町村の事務の一部を委託される機関であることなどから、公的な責任の担い手であると解され、地域包括支援センターの実施形態が、市町村の直営、委託を問わず、本法律の中で、虐待対応における中核的な機関として位置づけられています。

#### (1) 高齢者虐待防止法に規定する市町村の役割

本法律の施行により、市町村の役割が明確化されました。法律の条文を参照すると次のとおりとなります。

##### ア 養護者（介護をする家族等）による虐待について

- ① 高齢者や養護者に対する相談、指導、助言（第6条）
- ② 通報を受けた場合、速やかな高齢者の安全確認、通報等に係る事実確認、高齢者虐待協力者と対応について協議（第9条第1項）
- ③ 成年後見制度利用開始に関する審判の請求（第9条第2項）
- ④ 老人福祉法に規定する措置及びそのための居室の確保（第10条）
- ⑤ 立入調査の実施（第11条）
- ⑥ 立入調査の際の警察署長に対する援助要請（第12条）
- ⑦ 老人福祉法に規定する措置が採られた高齢者に対する養護者の面会の制限（第13条）
- ⑧ 養護者に対する負担軽減のための相談、指導及び助言その他必要な措置（第14条）
- ⑨ 専門的に従事する職員の確保（第15条）
- ⑩ 関係機関、民間団体等との連携協力体制の整備（第16条）
- ⑪ 対応窓口、高齢者虐待協力者の名称の周知（第18条）

##### イ 養介護施設従事者等（施設職員、ケアマネ等）による高齢者虐待について

- ① 対応窓口の周知（第21条第5項、第18条）
- ② 通報を受けた場合の事実確認等（第9条第1項）
- ③ 養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る事項の都道府県への報告（第22条）
- ④ 高齢者虐待の防止及び被虐待高齢者の保護を図るための老人福祉法又は介護保険法に規定する権限の適切な行使（第24条）

## ウ 財産上の不当取引による被害防止について

- ① 養護者、親族又は養介護施設従事者等以外の第三者による財産上の不当取引の被害に関する相談の受付、関係部局・機関の紹介（第 27 条）
- ② 財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある高齢者に係る成年後見等の審判の請求（第 28 条）

本法律が市町村の役割として想定することは大きく分けて三つあると考えられます。



### ポイント

- ① 市町村は立入調査権や措置、居室の確保、成年後見制度の審判請求といった行政権限を、適切に行使しなければならない。
- ② 市町村は関係機関などとの連携協力体制の整備や虐待対応のためのネットワークづくり、虐待防止のための普及啓発など、虐待対応のための基盤整備を行わなければならない。
- ③ 施設従事者等による虐待への指導を適切に実施する。

本市では、各区高齢・障害課の高齢者支援係と、各地区健康福祉ステーションの高齢者支援担当が、他の協力機関と連携をとりながら、在宅高齢者の虐待対応を実施することになっています。

## (2) 地域包括支援センターの役割

地域包括支援センターは、市町村の連携機関（高齢者虐待対応協力者）として、虐待対応における中核機関に位置づけられています。

地域包括支援センターの実施形態について、市町村の直営であれば実施事務はそのまま全て市町村の事務となりますが、市町村からの委託の場合は独自の事務になると理解されます。

本市は委託により地域包括支援センターを運営していますが、委託であっても行政と同様に、公的な責任を担っていることに変わりありません。

また、地域包括支援センターには、社会福祉士、主任ケアマネジャー、保健師などの専門職が配置されていますので、本法律が想定する高齢者虐待対応における専門性の強化について、中心的役割が期待されます。

虐待対応の際には、本市との連携体制が不可欠となってきますが、法が定める市町村と地域包括の役割を明確に区別し、地域包括支援センターは本市が権限を適切に行使できるように協力していくことが必要です。

### (3) 川崎市における事務の委託状況

本法律に規定する事務の中で、高齢者虐待対応協力者に委託できる事務と、市町村にしか実施できない事務があります（法第 17 条）。委託を受けた機関は、正当な理由なしに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないとされており（同条第 2 項）、この違反に対する罰則も規定されています（法第 29 条）。

本市においては、第 6 条の相談、助言等、第 9 条第 1 項の安全確認、事実確認、第 14 条の養護者支援、第 27 条の財産上の不当取引による高齢者の被害に係る相談、関係機関の紹介は、地域包括支援センターも実施するという取決めになっています。



#### ポイント

- 市町村は虐待防止、支援について中心的役割を担っている。
- 地域包括支援センターについても同様に虐待対応について中核的役割が期待される。
- 法に基づく通報と届出の受理は区高齢・障害課の責任で行う。
- 市町村は行政権限を適切に行使することが必要。
- 支援の際は、市と地域包括支援センターなど虐待対応協力機関との役割の明確化を行う。

## 川崎市における行政の事務と地域包括支援センターへの事務委託状況

高齢者虐待防止法		行政	地域包括 支援センター
第6条	相談、指導及び助言	○	○
第7条第1項・第2項	通報の受理	○	×
第9条第1項	届出の受理	○	×
第9条第1項	高齢者の安全の確認その他通報または届出に係る事実確認にかかる措置	○	○
第9条第2項	老人福祉法第10条の4、もしくは第11条第1項による措置、同法32条の成年後見の申立	○	×
第10条	居室の確保	○	×
第11条	立入調査	○	×
第12条	法第11条に係る立入調査時の警察への援助要請	○	×
第13条	面会の制限	○	×
第14条第1項	養護者の負担の軽減のための措置	○	○
第27条	財産上の不当取引による高齢者の被害に係る相談もしくは関係機関の紹介の実施	○	○

なお、事務委託とは別に地域包括支援センターには、法第17条により秘密保持義務が、第18条により高齢者虐待の相談窓口の周知や普及啓発をする義務が課せられています。

## 4 高齢者虐待の予防・早期発見

高齢者虐待の発生を予防するためには、住民が高齢者虐待に関する正しい知識と理解を持ち、虐待を発生させない地域づくりを目指すことが重要です。

### (1) 介護者を支える仕組みづくり

国の統計では、虐待を受けている高齢者の約 7 割に認知症の症状がみられるとされています。認知症高齢者は、養護者・家族等の言うことが理解できなかったり、周辺症状が現れたりすることがありますが、養護者・家族がこのことを理解したり受け入れたりすることができないと、虐待が起きやすくなります。

そのため、介護の悩みを抱えている介護者には、認知症コールセンター「サポートほっと」に相談することを勧める、認知症訪問支援事業や認知症疾患医療センターを活用する、各区役所で開催している認知症高齢者介護教室への参加を促す、などの支援が必要です。

また、排泄介助の困難さが虐待に繋がりがやすすいとも言われています。排泄介助の方法を把握して適切な支援をすることも虐待の予防に繋がります。排泄のタイミングを予測し、タブレット等を通じて知らせる機器（かわさき基準（KIS）認証福祉製品の一つ）などを活用するのも一つの方法です。

### (2) 地域社会への普及啓発

高齢者虐待対応への適切なためには早期発見が重要となりますが、虐待を受けている高齢者自ら助けを求めることが難しい場合も少なくありません。

そのため、普段高齢者と接することの多い地域住民や民生委員、ケアマネジャー、介護サービス提供事業者等に対し、高齢者虐待について普及啓発していく必要があります。本市では、市民向けと関係機関向けの 2 種類の高齢者虐待に関する普及啓発パンフレットを作成していますので、認知症サポーター養成講座を始めとする市民向けのイベントや、関係機関向けの研修等でぜひ活用してください。

また、コンビニエンスストアや新聞配達店等、地域の民間事業者の協力により、高齢者の異変に気付いた場合に区役所に連絡し、区役所や地域包括支援センターの支援につなげる「地域見守りネットワーク事業」を活用し、高齢者虐待の予防・早期発見に努めることも重要です。



## ＜虐待の発生要因＞

高齢者虐待の背景にはどのようなことがあるのでしょうか。

平成18年度に高齢者虐待防止法が施行されてから、国は毎年高齢者虐待に関する全国的な統計を取っています。この統計に積み上げの中から、高齢者虐待が発生する要因として、いくつかわかってきたことがあります。

### ①虐待者の要因

介護に不慣れな方の介護疲れや、ストレスの増大が虐待の要因となることがあります。特に介護が長期化している場合は、周囲の配慮が必要です。また、虐待者が、病気や、精神的な問題、経済的な問題を抱えていることなどから、虐待につながる場合があります。

### ②高齢者（被虐待者）の問題

高齢者が、認知症による言動の混乱や身体的自立度の低さ等により、自分の要望をうまく伝えられないことが、結果として虐待の要因となることがあります。また、こうした高齢者の症状そのものが、介護者の負担やストレスの一因となることがあります。

### ③人間関係の要因

親の老化や認知症により、昔から培ってきた家庭内における精神的・経済的な依存関係等のバランスが崩れることが虐待の誘因となる場合もあります。また、幼少期からの親との確執も原因の一つと考えられています。

### ④社会環境の要因

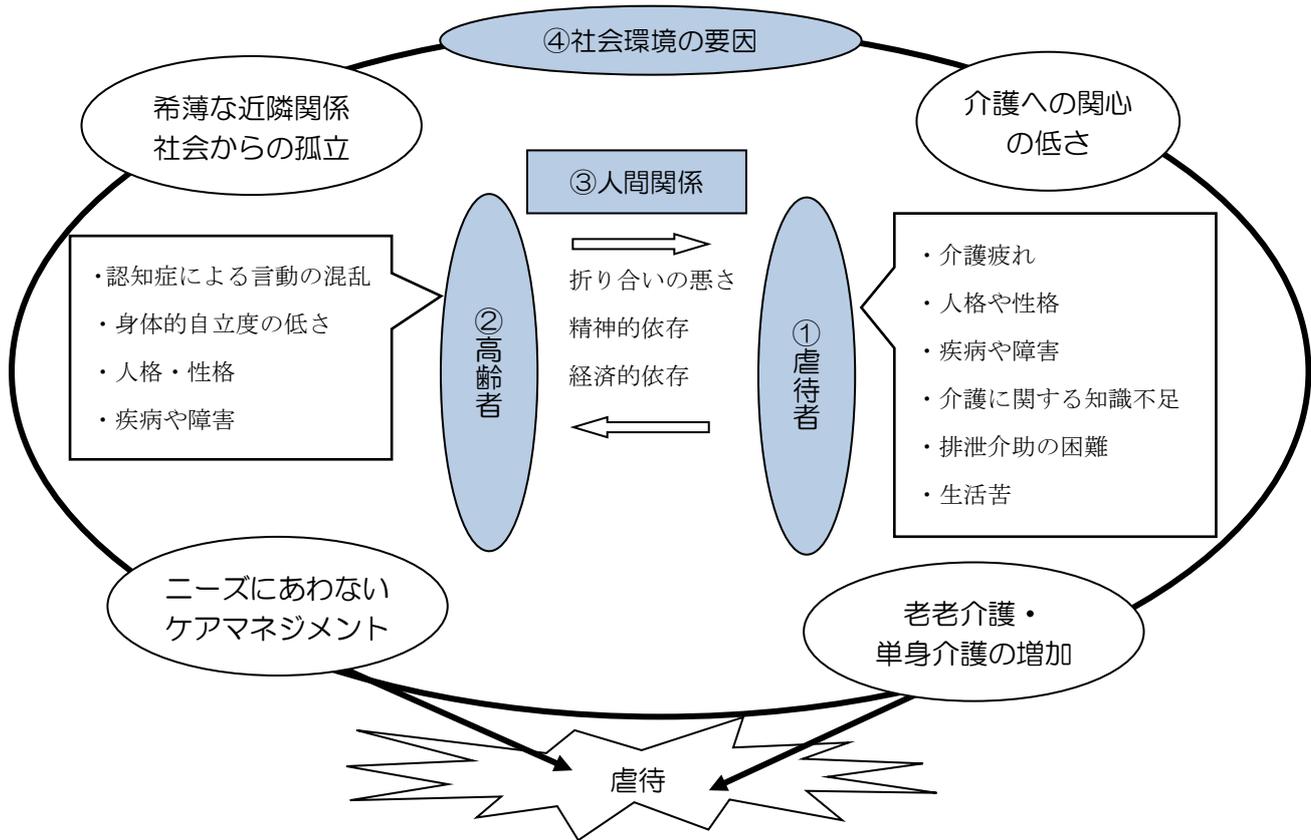
当事者周辺の社会環境が虐待を招く要因になっていることもあります。特に都市部などでは、近隣とのつき合いなどが少なく、介護者が問題を抱え込みやすくなる他、軽微な虐待の早期発見が難しい面もあります。また他の家族や親戚等の介護への関心が低いことも介護者を孤立させる一因です。

なお、介護保険の利用等に際して、必ずしも高齢者本人のニーズに合ったケアマネジメントが行われていないことも虐待の要因となっている場合があります。

重要なことは、虐待の要因となるものはたった一つではなく、これらさまざまな要因が複雑に絡み合って発生しているということです。

関係者や支援者が、このような要因からリスクを的確に把握し、ちょっとした注意を払うことで、高齢者虐待の予防・防止に繋がります。

# 高齢者虐待の背景



東京都保健福祉局マニュアルを参照

虐待のリスクの例

虐待のリスク要因の例

被虐待者側の問題	虐待者側の問題	その他の問題
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 加齢や怪我によるADL（日常生活自立度）の低下</li> <li>● 認知症の発症・悪化</li> <li>● パワレス状態（無気力状態）</li> <li>● 疾病・障害がある</li> <li>● 要介護状態</li> <li>● 判断力の低下、金銭の管理能力の低下</li> <li>● 言語コミュニケーション機能の低下</li> <li>● 過去からの虐待者との人間関係の悪さ・希薄・孤立</li> <li>● 公的付与や手当等の手続きができていない</li> <li>● 介護保険料や健康保険料の滞納（給付制限状態）</li> <li>● 養護者との依存関係</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● パワレス状態（無気力状態）</li> <li>● 介護や家事に慣れていない</li> <li>● 収入不安定、無職</li> <li>● 金銭の管理能力がない</li> <li>● 借金、浪費癖がある</li> <li>● 依存症（アルコール・ギャンブル等）</li> <li>● 公的付与や手当等の手続きができていない</li> <li>● 介護保険料や健康保険料の滞納（給付制限状態）</li> <li>● 高齢者に対する恨みなど過去からの人間関係の悪さ</li> <li>● 性格的な偏り</li> <li>● 相談者がいない</li> <li>● 認知症に関する知識がない（高齢・障害に対する無理解）</li> <li>● 介護負担による心身、経済的なストレス</li> <li>● 養護者自身の疾病・障害</li> <li>● 介護や介護負担のためのサービスを知らない</li> <li>● 親族関係からの孤立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 親族関係の悪さ、孤立</li> <li>● 家族の力関係の変化（主要人物の死亡など）</li> <li>● 介護の押し付け</li> <li>● 暴力の世代間・家族間連鎖</li> <li>● 家屋の老朽化、不衛生</li> <li>● 近隣、社会との関係の悪さ、孤立</li> <li>● 人通りの少ない環境</li> <li>● 地域特有の風習・ならわし</li> <li>● 高齢者に対する差別意識</li> <li>● 認知症や疾病、傷害に対する偏見</li> </ul>

出典：社団法人 日本社会福祉士会. 市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き. 中央法規出版, 2011, 207p., p86-92. を元に作成

(厚生労働省 養護者による虐待への対応 P25)